



## 入札（見積）結果調書

平成 30 年度

契約番号	第11-21-00018号		
件名	水道局各庁舎空気環境測定業務		
入札(見積)年月日	平成30年 3月 7日	午後 1時 35分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,382,400 円	主管課	11 総務課
	<small>入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000014510 (株)につかん		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)につかん							落札
		1,280,000					
日本衛生(株)							
		1,500,000					
(備考)							







# 入札（見積）結果調書

平成 30 年度

契 約 番 号	第13-21-00003号		
件 名	仮想統合サーバ運用支援及びシステム保守業務（平成30年度上期）		
入札(見積)年月日	平成30年 3月 7日	午後 2時 35分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,944,000 円	主 管 課	13 財務課
	入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 ( 業 種 )	290 その他		円
落札(決定)業者	60000105610 NECフィールドディング (株) 北海道支社		

### 入 札（ 見 積 ） 経 過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入 札（ 見 積 ） 金 額						価格交渉金額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
NECフィールドディング (株) 北海道支社		1,800,000					決定
( 備 考 )							



## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 仮想統合サーバ運用支援及びシステム保守業務（平成 30 年度上期）
- 2 業者名 NEC フィールディング株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務は、平成 28 年度に更新した仮想統合サーバについて、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。  
仮想統合サーバ上では、複数の業務システム（ハンディターミナル検針、マッピング、ファイリング等の 7 システム）が稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものであるため、運用支援及びシステム保守業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。  
上記業者は、仮想統合サーバの構築業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特命とする。
- 4 根拠規定 「地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。

# 入札（見積）結果調書

平成 30 年度

契約番号	第11-51-00001号		
件名	水道局じん芥収集運搬業務		
入札(見積)年月日	平成30年 3月 7日	午後 2時 50分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	6,264円/一般ごみ1m <sup>3</sup> 当たり	主管課	11 総務課
	<small>入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000006170 (一財) 札幌市環境事業公社		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(一財) 札幌市環境事業公社		5,800					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件名 水道局じん芥収集運搬業務
- 2 業者名 (一財) 札幌市環境事業公社
- 3 特定理由 上記業者は、札幌市において、じん芥収集業務を許可されている唯一の業者であるため。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物収集運搬業者としての許可)
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。
- 5 備考 この業者特定理由書は、局内各課で執行する「じん芥収集運搬業務」に適用する。